

姫路市個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年2月28日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年姫路市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び条例の例による。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前届出)

第3条 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 令第21条第6項各号に掲げる事項
- (2) 本人（他の個人の氏名、成年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）の数
- (3) その他市長が必要と認める事項

(開示の実施の方法)

第4条 法第87条第1項本文の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録につき、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合するものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規

格C5581に適合するものに限る。別表において同じ。)に複写したものの
交付

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、市
の機関又は財産区がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができ
るもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の
大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するた
めに備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に白黒で出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の
記録媒体に複写したものの交付

(写しの作成等に要する費用)

第5条 条例第5条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとお
りとする。

2 条例第5条第2項に規定する写しの送付に要する費用は、当該写しの郵送料とす
る。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。

4 第2項に規定する費用は、納入通知書により納付するものとする。ただし、法第
87条第3項の規定による開示の実施の方法の申出により生じる費用は、郵便切手
により納付するものとする。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、市の機関による法の運用状況を取りまとめ、その概要を年1回、市
の広報紙及びホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 姫路市個人情報保護条例施行規則（平成18年姫路市規則第6号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号）第14条、第26条又は第33条の規定による請求がされた場合における旧規則第7条から第12条までの規定の適用については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

種別	写しの作成方法		金額
文書又は図画	複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの	白黒	1面につき10円
		カラー	1面につき50円
	外部委託によるもの		外部委託に係る費用
	その他の方法によるもの		実費を参考に定める額
電磁的記録	録音カセットテープに複写したものの		1巻につき400円
	ビデオカセットテープに複写したものの		1巻につき600円
	用紙に出力したものの		文書又は図画の例による。
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの		1枚につき50円
	光ディスク（コンパクトディスクレコーダブルに限る。）に複写したものの		1枚につき100円

	の	
	その他の方法によるもの	実費を参考に定める額